廃棄物搬入承認申請の手引き

1.　一般廃棄物搬入承認の申請について

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）に廃棄物を持ち込む場合は、該当期間において、組合に「廃棄物継続搬入承認申請書」又は「廃棄物臨時搬入承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

組合から廃棄物搬入承認を受けようとする海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「構成市」という。）の一般廃棄物排出事業者又は、一般廃棄物排出事業者から委託されて収集運搬を行う事業者は、構成市が発行する下記の許可証等の写しが必要となります。（許可については管轄する市にお問い合わせください。）

収集運搬事業者　　⇒　**「一般廃棄物収集運搬業許可証」**の写し
一般廃棄物排出事業者　⇒　**組合への搬入を構成市が認めたことが分かる文書** の写し

※　構成市が発行する「許可証等」は、必ず写しをご用意ください。本書を持参し、組合でコピーすることはできません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

2.　搬入できる廃棄物

組合に搬入できる廃棄物は、構成市の許可を受けた品目のうち、「組合にて搬入承認を受けた一般廃棄物」のみとなります。すなわち、構成市から許可を受けた品目であっても、廃棄物の性状や形状によって焼却炉の安全・安定運転に影響を及ぼすおそれのある場合や、資源化することができる物品が廃棄物に混入している場合には、受入れをお断りする場合がございます。組合ホームページに高座清掃施設組合の一般廃棄物受入基準（以下「受入基準」という。）を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、産業廃棄物、資源物、受入基準による受入れできない廃棄物等、組合に搬入出来ない廃棄物を持ち込んだ場合はお持ち帰りいただきます。また、故意に持ち込むなど悪質な場合は、搬入承認を取り消す場合もございます。

（組合受入基準）
※　http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/reiki/7_1_11/rei_7_1_11.pdf

3.　申請の手続き（継続搬入）

一般廃棄物を年間にわたって継続的に組合に持ち込む場合は、「廃棄物継続搬入承認申請書（第１号様式)」を提出していただき、承認を受ける必要があります。

※　火災等の理由により、一時的に一般廃棄物を組合に持ち込む方は、「４．申請の手続き（臨時搬入)」をご確認ください。

（１）　提出書類　※「http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/kumiaiyoushiki.html」

- 廃棄物継続搬入承認申請書（第１号様式）
- 添付書類一式

⇒　提出部数　１部　※控えを必要とする場合は２部ご提出ください。

⇒　提出窓口　施設課管理係（高座クリーンセンター環境プラザ５F)

（２）　添付書類

- 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬事業者の方)。
- 組合への搬入を構成市が認めたことが分かる文書の写し（排出事業者の方）
- 自動車検査証記録事項の写しをすべての車両分提出してください。なお、自動車検査証記録事項に該当がない車両は、自動車検査証のみ提出ください。
- 車両の写真（車両の前後側面がはっきりと確認できるもので、すべての車両分)。（原則、正面・横面・背面の３枚を１セットとしますが、正面及び側面、背面及び側面の２枚を１セットとしても可とします。）
- その他組合が指示する書類。

※　車両の写真は、印刷、写真貼り付け、モノクロ、カラー、縮小、拡大等提出様式は問いませんが、ナンバープレート及び事業者名がはっきりと判読できるものとしてください。（事業者名等を車体の見やすい部分に表示してください。）

（３）　承認期間

- 一般廃棄物収集運搬許可事業者・・・承認された日より翌年度の３月 31 日（綾瀬市は７月３日）まで
- 排出事業者・・・承認された日より当該年度の３月 31 日まで

※　承認期間は、廃棄物継続搬入承認書に記載しています。

4.　申請の手続き（臨時搬入）

火災等により、組合に一時的に一般廃棄物を持ち込む場合は、「廃棄物臨時搬入承認申請書（第３号様式)」を提出していただき、承認を受ける必要があります。

（１）　提出書類　※「http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/kumiaiyoushiki.html」

- 廃棄物臨時搬入承認申請書（第３号様式）
- 添付書類一式

⇒　提出部数　各１部　※控えを必要とする場合は、２部ご提出ください。

⇒　提出窓口　施設課管理係（高座クリーンセンター環境プラザ５F)

（２）　添付書類

- 自動車検査証記録事項の写しをすべての車両分提出してください。なお、自動車検査証記録事項に該当がない車両は、自動車検査証のみ提出ください。
- 車両の写真（車両の前後側面がはっきりと確認できるもので全車両分）
  （原則、正面・横面・背面の３枚を１セットとしますが、正面及び側面、背面及び側面の２枚を１セットとしても可とします。）
- 搬入する廃棄物の写真
- その他組合が指示する書類

※　車両の写真は、印刷、写真貼り付け、モノクロ、カラー、縮小、拡大等提出様式は問いませんが、ナンバープレート及び事業者名がはっきりと判読できるものとしてください。（事業者名を車体の見やすい部分に表示してください。）

（３）　承認期間

- 廃棄物臨時搬入承認書に記載

（４）　廃棄物処理手数料の減免

暴風、豪雨、地震等の天災、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に掲げる保護を受けている者、又は火災等の被害者等は、廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けることが出来ます。減額又は免除を受ける場合には、**原則として排出者本人の**「廃棄物処理手数料減免申請書」による手続きが必要となります。

（５）　注意事項

- 火災等の災害により発生する廃棄物の搬入は、**１日に午前・午後各１回、（最大３ｔ/1 回、日量４ｔ/日以内）**までとなり、土日祝日及び年末年始は搬入できません。

5.　申請にあたっての留意事項

- 組合に廃棄物を持ち込む場合、「一般廃棄物収集運搬業許可証」又は「組合への搬入を構成市が認めたことが分かる文書」に記載された許可期間が組合への承認申請期間であることを確認してください。
- 組合に持ち込むことができる一般廃棄物は、上記許可証に記載された廃棄物のうち、組合の受入れ基準に従い、組合から承認を受けた品目のみ持ち込むことが出来ます。
- 複数の市の申請を行う場合は、市ごとに書類が必要です。同一書類でまとめて申請は行えません。
- 写しでの提出を求められている書類の原本を持参し、組合でコピーすることは出来ませんのでご注意ください。
- 継続搬入における搬入車両の制限規定はございませんが、安全に通行でき、容易に積み下ろしが可能であること等を審査し、組合にて判断いたします。特に大型の車両の場合、プラットホーム内での転回が困難なことから、登録できない場合があります。また、手降ろしでない車両（パッカー車等）については、ごみ内容物検査機による検査を行いますので、ごみ内容物検査機に搭乗出来ない車両は登録できません。
- 提出書類については、事前に相談を受け付けますので、わからないことがあれば組合担当課までご連絡ください。
- 申請の手続きには窓口にて審査等の時間がかかりますので、お時間には余裕をもってご来庁ください。

6.　書類作成にあたっての留意事項

- 提出書類に直接記入する場合は、ボールペン等書き換えが出来ないものをご使用ください。
- 提出書類に訂正箇所がある場合には、訂正部分に二重線を引き訂正印を押印してください。修正液や砂消しゴムを使用しないでください。
- 「予定量」等の廃棄物の量は、整数で記載してください。（小数点以下がある場合には繰り上げ。）
- 搬入数量等内訳（3/3）における「所在地」は、現在の住所を記載してください。委託契約書記載の住所と異なる場合でも同様に現在の住所となります。
- 搬入数量等内訳（3/3）における「搬入品目」は、廃棄物継続搬入承認申請書（1/3）の搬入品目を記載してください。
- 書類の事前審査では、メールによる提出が可能になりましたので、お問い合わせください。

cleancenter@kouzaseisou-kanagawa.jp

7.　よくある間違い

- 各様式は、特別な指示がないかぎり変更しないでください。
- 構成市へ提出する事業計画書をそのまま流用し提出することはできません（提出様式が異なります)。組合の様式を使用してください。
- 過去の様式を使用してそのまま提出することは出来ません。必ず最新の様式を使用してください。

8.　承認後の措置

- 組合から発行される承認書は、原本又は写しを搬入車両に常備してください。
- 組合から発行される承認書は、他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 組合から発行される承認書を亡失、き損、汚損した場合は、所定の手続き後、再発行しますので速やかに申し出てください。
- 承認事項に変更が生じた場合には、速やかに指定の様式により変更の届出を行ってください。

9.　ごみの減量化・資源化について

構成市及び組合では、ごみの減量化に努めています。一般廃棄物の搬入においても、構成市の施策に従い、受入廃棄物の制限を行う場合がございます。また、組合への搬入物は、搬入物検査による内容物の検査を実施しています。検査を指示された場合は、係員の指示に従ってください。資源物の資源化、ごみの減量化にご理解、ご協力をお願いいたします。

10. 廃棄物手数料の納入方法について

高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第１０条第２項では、「手数料は、廃棄物を処理施設に搬入した時に徴収する。」こととされています。搬入の都度、廃棄物手数料の納入が必要です。

ただし、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第１０条第３項により、上記の規定により難いときは、納入通知書により徴収するとされているため、廃棄物継続搬入の廃棄物手数料の納入は、納入通知書でお支払いをお願いいたします。